

平成六年九月二十九日付け広島県道路公社公告（安芸府中有料道路及び広島熊野道路の料金の額の一部変更）、平成十一年十一月三十日付け広島県道路公社公告（道路の料金及び料金の徴収期間）及び平成十二年一月六日付け広島県道路公社公告（道路の料金及び料金の徴収期間）の一部を次のように変更したので、道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第二十五条第一項の規定によって公告する。

平成二十二年三月二十九日

広島県道路公社理事長 三 島 裕 三

一 広島熊野道路、尾道大橋有料道路及び安芸灘大橋有料道路の料金及び料金徴収期間について、三二の表中

ヒト免疫不全ウイルスによる 免疫機能障害	一級から四級までの各級	を
ヒト免疫不全ウイルスによる 免疫機能障害 肝臓機能障害	一級から四級までの各級 一級から四級までの各級	に改める。

二 実施期日

平成二十二年四月一日